

串本町樫野崎園地内売店等募集要項

1 目的

この要項は、串本町樫野崎園地（以下「園地」という。）の来訪者に良好で快適な休憩の場所や多様なサービスを提供するとともに町がほこる観光資源の魅力を発信するため、園地内に設置する売店等の管理運営について必要な事項を定めることを目的とする。

2 設置場所

売店等の設置場所は園地内の串本町（以下「町」という。）が指定した場所とする。

3 利用時間

売店等の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし町長は必要があると認めるときはこれを変更することができる。

4 出店数、出店位置及び規模

出店数、出店位置は町が決定し、規模は原則として1店舗あたり1ブース25㎡（5m×5m）以内とする。ただし、1店舗で2ブース以上の希望がある場合は、出店状況等を勘案し町において調整する。

5 取扱品目

売店等における取扱品目は、次に掲げるものとする。

（1）観光物産品等

（2）飲食物（アルコール飲料を除く。）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等で製造又は加工された食品で、容器包装等により衛生的な措置がとられ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの。

イ 現場調理品

売店において調理する食品は、簡易な調理、加工のみとし、あらかじめ営業施設等において下処理されたものを搬入して、提供直前に加熱調理を行うものであること。

（3）その他町が特に認めたもの。

6 出店者の条件

出店を申請できる者は、次の条件を満たすこととする。

（1）原則として町内に店舗を有し、申請時に1年以上営業を継続していること。ただし、町外において出店実績がある者、又は、町が認めた者はこの限りではない。

（2）法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。

（3）法令等に違反して過去1年間処分を受けていないこと。

（4）食品を取扱う売店については、過去1年間食中毒発生の事故歴がないこと。

（5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法第2条第2号に規定す

る暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

(6) 販売員として、暴力団員等を使用し、又は雇用していないこと。

7 出店申請

(1) 出店希望者は、町が定める期日までに、売店出店申請書（様式第1号）に関係書類（様式第2号及び様式第3号）を添えて町に提出する。

(2) 出店希望日については、一申請につき最大3ヶ月まで予約することができる。

8 出店者の選定及び出店許可証の交付

(1) 町は、本要項に基づいて出店希望者の公募を行い、適当であると認めた者に出店許可証（様式第4号）を交付する。

9 飲食物販売者条件

取扱食品のうち、食品衛生関係法令により保健所の営業許可を必要とする出店者は、各自の責任において保健所の許可を受けなければならない。また、出店者として選定されたときは、速やかに保健所の收受印が押された許可申請書の写しを町へ提出しなければならない。

10 経費の負担

(1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。

(2) 出店者は、園地内の清掃等に要する経費相当分として、1ブース1回当たり500円を協力金として負担すること。

11 運営に必要な設備等の基準

売店等の運営に必要な設備等の基準は、次のとおりとする。

(1) 1ブース当たり100V電源は使用可能。

(3) 給水設備は園地内に1ヵ所共同で使用可能。

(4) 食品を取扱う売店については、食品衛生関係法令の基準に従い、陳列保管又は冷蔵設備があり、容器包装等により汚染防止の措置を講ずること。

(5) 早期飲食等を即す旨の看板等を設置すること。

(6) 商品が見やすいように、売店の規模に応じて陳列設備を設けること。

(7) その他関係法令等に適合していること。

12 売店責任者

(1) 出店者は、当該従業員の中から売店責任者を定め、設置期間中常駐させる。

(2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに町に報告しなければならない。

(3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。

(4) 食品を取扱う売店責任者は、調理・保管・販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従業員の指導に努めなければならない。

13 禁止事項

出店者及び従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 出店の権利を第三者に譲渡又は転貸し、若しくは管理運営を委託すること。

(2) 商品を不当な価格で販売すること。

- (3) 指定された場所以外での立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、町が認めた土産品は除く。
- (5) 申請し許可された品目以外の商品を販売すること。
- (6) 拡声器、音響機器類を使用すること。
- (7) 火気を使用すること。ただし、町が許可した者に限り火気の使用ができることとする。
- (8) その他、運営に支障があるような行為をすること。

14 遵守事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 出店許可証を店頭の見やすい場所に掲示すること。
- (2) 出店申込日については必ず出店すること。ただし、台風、風水害、地震等の天変地異や自己の責めに帰さない事故その他の理由によりやむを得ない事由がある場合はこの限りではない。
- (3) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、その日に発生したゴミは各自で持ち帰り処分すること。
- (4) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (5) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (6) 食品を販売する売店にあたっては、紙容器、空きびん、空き缶等を回収する販売方法をとること。
- (7) 販売品等の搬入搬出に使用する車両は、道路通行許可証の申請をすること。
- (8) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、歩行者に支障がないよう十分注意し、必ず定められた時間内に行うこと。
- (9) 従業員の服装は清潔な衣服を着用すること。
- (10) 接客にあたっては、好感を与えるよう親切、丁寧な対応を心がけること。
- (11) 電源確保のため、発電機を使用する場合は、防音型等のものを使用し、騒音により周囲に支障の無いようにすること。
- (12) 食品衛生関係法令に規定する管理運営基準を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (13) その他関係法令等を遵守し、町の指示に従うこと。

15 管理運営

売店等における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対して、町は一切責任を負わないものとする。

16 事故等発生時の対応

売店において、事件、事故等が発生した場合、売店責任者は直ちに町に報告するとともに、その指示に従うこと。

17 許可の取消し

町は、出店者が次のいずれかに該当したときは、出店許可を取り消すことができる。

- (1) 関係法令及び本要項に違反したとき。
- (2) その他町が不相当と認めたとき。

18 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を撤去し、原状回復をしたのち、町の検査を受けなければならない。

19 損害賠償

出店者及び当該従業員は、会場内の施設、他の出店者又は第三者に対して損害を与えたときは、その賠償の責任を負うものとする。

20 その他

この要項について疑義が生じたとき、又は定めのない事項については、関係者と協議のうえ町が定める。